一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成10年３月９日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、別表１⑤に示す日とする。

⑺　詳細は業務説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Director of Kyuushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Subject matter of the contract : Radar rain gauge national synthesis system management and accuracy evaluation

⑶　Time limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M 20 May 2016

⑷　Time limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M 7 July 2016

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Construction Contract Team, Contract Division, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of, Land Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakata-ekihigashi Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka 812―0013 TEL 092―476―3509 FAX 092―476―3459

別表１

①　説明書の交付期間　公示日から平成28年７月６日までの休日等を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

②　参加表明書の提出期限　平成28年５月20日17時00分まで

③　選定通知の日　平成28年５月27日を予定する。

④　技術提案書の提出期限　平成28年７月７日17時00分まで

⑤　「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の７における申請期限　平成28年７月19日

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成28年度レーダ雨量計全国合成システム運用管理・精度評価業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年５月 10 日

九州地方整備局長　小平田浩司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　業務概要

⑴　業務名　平成28年度レーダ雨量計全国合成システム運用管理・精度評価業務

⑵　業務内容　本業務は、国土交通省が所管するＣバンドレーダ雨量計とＸバンドＭＰレーダ雨量計のそれぞれの全国合成システムの運用管理記録及びレーダ雨量データの収集、保存を行うものである。また、レーダ雨量データは精度評価を行い、全国合成システムにおける調査・改善が必要な事項を検討する。

⑶　履行期限　平成29年３月15日

２　申請の時期

①　平成28年５月10日から平成28年５月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、平成28年５月21日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

②　構成員の一部が指名停止措置を受けた場合で残余の構成員が新たに設計共同体を結成する場合は、平成28年７月19日まで申請の提出を受け付ける。

また、平成28年５月20日までに参加表明書の提出を行うこと。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の業務説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成28年５月10日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑵を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・○○設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。

提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2521、2522）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　平成26年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。